

地方自治法改正に伴う関係条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、令和2年4月1日から施行することに伴い、関係する条例につき、所要の改正を行う。

2 改正の背景

地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しを行われた。

3 条例案の概要

・ 監査委員の権限強化

監査委員は、監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、当該措置を講ずるよう勧告することができるとし、勧告を受けた普通地方公共団体の長等は、必要な措置を講じ、その内容を監査委員に通知しなければならない等の規定が地方自治法に追加されたことから、ずれが生じた引用条項につき所要の改正を行うもの。

【改正条例】

上田市監査委員条例

・ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し

条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることができる規定が地方自治法に追加されたことから、ずれが生じた引用条項につき所要の改正を行うもの。

【改正条例】

上田市立産婦人科病院事業の設置等に関する条例

上田市真田地区有線放送電話事業の設置等に関する条例

上田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

4 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

民法改正に伴う関係条例の一部改正について

1 改正の趣旨

民法の一部を改正する法律が平成29年6月2日に公布され、令和2年4月1日から施行することに伴い、関係する条例につき、所要の改正を行う。

2 改正の背景

現行民法のうち債権関係の規定（契約等）は、明治29年（1896年）に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされてないことから、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しが行われたとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、実務で通用している基本的なルールを明文化するなどの改正が行われた。

3 条例案の概要

・ 法定利率の改正

利息が発生する債権について、当事者が利率を定めなかった場合に適用される法定利率が年5%から年3%に引き下げられ、さらに、市中金利の動向に合わせて3年毎に法定利率が自動的に変動する仕組みが民法に導入されたことから、債権を返還する場合等の利率を定める規定を改正するもの。

【改正条例】

上田市市営住宅等に関する条例、上田市医師確保修学資金等貸与条例

・ 消滅時効の期間の統一

債権の消滅時効の期間について、権利行使が可能であることを知った時から5年に統一され、短期消滅時効に関する規定が民法から全て削除されることから、引用条項につき所要の改正を行うもの。

【改正条例】

上田市内科・小児科初期救急センター条例、上田市立産婦人科病院料金条例、上田市武石診療所条例、上田市水道条例

4 施行期日

令和2年4月1日から施行する。